

EP特許の到達加算期間の設定について

11月1日より発送される通知について、10日間の猶予期間の制度が廃止されます。
KEMPOSの手続入力時に応答期限に10日足される設定の解除について説明します。

1. ログイン後の画面から各種設定を選んでください。



2. 各種設定画面右上の「出願種別」を押してください。



3. 出願種別設定画面左上の国分類を「EP」法分類を「特」に設定してください。
EP 特許の設定画面が開きますので「期限設定」のタブを開いてください。

出願種別設定

国分類 EP 法分類 特

Edit New Write

手続設定 期限設定
年金設定 一覧表示

種別ID 410 Code P 出願国 EPO 法分類 特

並び順ID 410 種別名 EP特許 新規選択除外

手続分類 外国特許2 種別英名 Patent 基準日

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限	1	優先証明期限	優先権日	-16	香港出願期限	公開日	-6
優先有効期限	1	PD翻訳期限	手続日	-4	香港EP指定国		
30条適用期間	-6				香港登録申請期限	登録日	-6
審査請求期限	SR公開日	-6	到達期間加算	10	分割出願期限	手続日	-4
予備審査期限	なし	0	審査料返還期間		分割出願期限2		
追完期限	なし	0	EESR応答期間	-6	異議申立期限		
出願翻訳期限			実施報告期限		対応出願期限		
指定納付期限			審査請求延長期間		使用証明(出願時)		
アクセブアンス期限		0	アクセブアンス延長期間		関連意匠出願期限		

備考 審査請求あり。サーチレポートの公開から6ヶ月。存続期限は出願日から20年。初回年金は出願日から2年後。

4. Edit ボタンを押していただき、到達期間加算を0に書き換えてください。
書き換え後はWrite ボタンを押してください。

出願種別設定

国分類 EP 法分類 特

Edit New Write

手続設定 期限設定
年金設定 一覧表示

種別ID 410 Code P 出願国 EPO 法分類 特

並び順ID 410 種別名 EP特許 新規選択除外

手続分類 外国特許2 種別英名 Patent 基準日

各種設定 期限設定 年金設定

優先出願期限	1	優先証明期限	優先権日	-16	香港出願期限	公開日	-6
優先有効期限	1	PD翻訳期限	手続日	-4	香港EP指定国		
30条適用期間	-6				香港登録申請期限	登録日	-6
審査請求期限	SR公開日	-6	到達期間加算	0	分割出願期限	手続日	-4
予備審査期限	なし	0	審査料返還期間		分割出願期限2		
追完期限	なし	0	EESR応答期間	-6	異議申立期限		
出願翻訳期限			実施報告期限		対応出願期限		
指定納付期限			審査請求延長期間		使用証明(出願時)		
アクセブアンス期限		0	アクセブアンス延長期間		関連意匠出願期限		

備考 審査請求あり。サーチレポートの公開から6ヶ月。存続期限は出願日から20年。初回年金は出願日から2年後。

以上で設定は完了です。